

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ミーネット（以下「法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 情報公開の対象書類の閲覧または謄写(以下「閲覧等」という。)をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないように努めなければならない。

(公開書類)

第4条 公開書類は以下のとおりとする。

- (1) 事業報告書等(事業報告書、収支計算書、貸借対照表ほか)
- (2) 財産目録
- (3) 役員名簿
- (4) 定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)

(情報公開の方法)

第5条 法人は、法令の規定に基づき情報の公開を行うほか、この規程及び個人情報等管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備え置きまたはインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公告)

第6条 法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について公告を行うものとする。

- 2 前項の公告については、定款第55条の方法によるものとする。

(書類の備置き等)

第7条 法人は、公開書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

- 2 法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧日時)

第8条 閲覧希望者は、希望日時の3日前までに主たる事務所へ連絡することとする。

2 法人は正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧希望日を指定することができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(管理)

第10条 法人の情報公開に関する事務の所管部署は事務局とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は理事会の議決による。

附 則

本規程は、令和2年4月1日から施行する。